

●香川県告示第33号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第2項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第1項及び第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和元年6月14日から同年7月5日まで一般の縦覧に供する。

令和元年6月14日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 鹿庭奥山線（263号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
木田郡三木町大字鹿庭字打木 乙224番地先から 木田郡三木町大字鹿庭字打木 乙228番2地先まで	前	7.4~45.9	603	道路整備事業による仮道設置
	後	7.4~45.9	603	
		10.7~24.2	220	

- 4 供用開始の期日 令和元年6月14日